

神奈川県と三井住友海上あいおい生命保険株式会社との がん対策の推進に関する包括協定書（案）

神奈川県（以下「甲」という。）と三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が策定した「神奈川県がん対策推進計画」（以下「計画」という。）及び「神奈川県がん克服条例」（以下「条例」という。）に基づく取組に関し、その推進のための連携・協力を行うため、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が策定した「計画」及び「条例」に基づく取組を推進することにより、計画に掲げる基本理念である「がんを知り、がんと向き合い、がんの克服を目指す神奈川づくり」の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して取り組むものとする。

- (1) がんの未病改善に関すること
- (2) がん治療と仕事の両立支援に関すること
- (3) がん医療に関する適切な情報提供に関すること
- (4) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 前項に定める事項の実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の活動によって知り得た他人の秘密を、その者の書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。

（協定期間）

第4条 この協定の期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の協定の期間の満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも、この協定を終了する旨の申出がない場合は、この協定の期間は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙相互の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない）と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方に対して脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方の信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除したものは、この協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 （黒岩祐治）

乙：東京都中央区新川2丁目27番2号
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
取締役社長 （加治資朗）